

令和 7 年

第 2 回

富里市農業委員会議事録

富里市農業委員会

富里市農業委員会総会議事録（第2回）

日 時 令和7年2月7日（金）

場 所 富里市役所分庁舎2階大会議室

招集者 富里市農業委員会会長 相 川 克 義

議 事 1 議事録署名委員の指名

2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

4 議案第3号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について

5 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

6 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

7 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

農業委員

出席（8名）

1 番	関	利	之	2 番	田	口	榮	一	
3 番	秋	元	和	子	4 番	森	田	孝	子
5 番	伊	井	義	則	6 番	塩	澤	英	一
7 番	津	田	博	明	8 番	相	川	克	義

欠席（0名）

◎開 会

議 長 これより令和7年第2回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は8名中8名ですので、会議は成立しております。

(午後1時20分)

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において指名します。

田口 榮一 君、秋元 和子 さん、以上の諸君にお願いします。

◎議案第1号

議 長 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転
1を議題とします。秋元委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

秋元委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1について、書類
審査及び現地調査の結果を報告いたします。

担当は秋元です。

土地の表示等の概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は第三者です。申請理由として、権利者は経営規模拡大、義務者は離農とのことです。申請地は三か所ございまして、新井商店から西へ約200メートル。新橋観音から南へ約500メートル。二重堀集会所から西へ約300メートルに位置し、すべて市道に接続しているため進入路は確保されております。本案件は、造園業で使用していた植木畑を伐採し、小松菜を作る内容の申請で現況は植木畑となります。この地区は地域計画策定済みではありますが、計画地図に位置付けられていないため支障はありません。植木の伐採スケジュールが添付されており、十倉、高松、中沢と順番に実施し切った木はしばらく積んでおいて、細かくして肥料として畑にまくとのことです。その後、耕作が可能になった申請地から作物を作付けする計画です。農業状況として自己所有地が約30,000平方メートル、借入地約290,000平方メートル。専業従事者は13人で小松菜、人参、大根を作っております。農機具等の保有状況は一式完備され、通作距離は十倉が車で約10分、中沢は車で約10分、高松は車で6分程度となっており、現在、所有している農地も効率的に耕作しており、農業経営規模を縮小させる行為は行っておりません。以上のこ

とから効率的に利用されると認められます。

報告を終わります。

議長 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、本案を採決します。本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議長 長 次に、所有権移転2を議題とします。秋元委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

秋元委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転2について、書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。

担当は秋元です。

土地の表示等の概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は第三者です。申請理由として、権利者は経営規模拡大、義務者は離農とのことです。申請地は、新井商店から西へ約200メートルに位置し、市道に接続しているため進入路は確保されています。本案件は、造園業で使用していた植木畑を伐採し、小松菜を作る内容の申請で現況は植木畑となります。この地区は地域計画策定済みではありますが、計画地図に位置付けられていないため支障はありません。先程説明いたしました、所有権移転1の十倉地先の農地と隣接しているため、植木の伐採スケジュールは同様となります。切った木はしばらく積んでおいて、細かくして肥料として畑にまくとのことです。その後、耕作が可能になった申請地から作物を作付けする計画です。先程と同様の内容となりますが、農業状況として自己所有地が約30,000平方メートル、借入地約290,000平方メートル。専業従事者は13人で小松菜、人参、大根を作っております。農機具等の保有状況は一式完備され、通作距離は十倉が車で約10分程度となっており、現在、所有している農地も効率的に耕作しており、農業経営規模を縮小させる行為は行っておりません。以上のことから効率的に利用されると認められます。

報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、本案を採決します。本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議長 次に、所有権移転3を議題とします。田口委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

田口委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転3について、書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。

担当は田口です。

土地の表示等の概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は第三者です。申請理由として、権利者は経営規模拡大、義務者は離農とのことです。申請地は、富里市立浩養小学校から西へ約800メートルに位置し、市道に接続しているため進入路は確保されています。本案件は、造園業で使用していた植木畑を伐採し、ブルーベリー等を作る内容の申請で現況は植木畑となります。権利者は借地約8,000平方メートル、専業従事は1人、主な作物は小松菜で農機具等の保有もトラクター他、一式完備しています。通作距離も車で10分程度、取得後は約5年をかけて植木を撤去する伐採スケジュールが添付されており、ブルーベリー等を作付けする予定です。切った木はしばらく積んでおいて、細かくして肥料として畑にまくとのことです。権利者については、私の担当地区で農業を行っており、地元の方から畑を借受け小松菜など栽培して出荷しています。現在、その借りている農地の方の自宅に住んでおり、真面目に農業に取り組んでいるとのことです。以上のことから効率的に利用されると認められます。

報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

塩澤委員 はい、議長。

議長 塩澤委員。

塩澤委員 その方は永住する予定ですか。

議 長 担当委員、答えられますか。

田口委員 はい、議長。このまま農業を続け、永住すると言っています。

議 長 よろしいですか。

塩澤委員 はい。

議 長 その他、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、本案を採決します。本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議 長 次に、所有権移転4を議題とします。田口委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

田口委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転4について、書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。

担当は田口です。

土地の表示等の概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は第三者です。申請理由として、権利者は経営規模拡大、義務者は相続で取得したが営農ができないため離農とのことです。権利者につきましては、先程、所有権移転3で説明いたしました方ですので省略いたします。申請地は、旧洗心小学校から西へ約500メートルに位置し、市道に接続しているため進入路は確保されています。本案件は、小松菜を作る内容の申請で現況は畑となります。先程説明したとおり、権利者につきましては、私の地区に住んでおり真面目に取り組んでいると聞いており、効率的に利用されると認められます。

報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、本案を採決します。本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議長 次に、所有権移転5を議題とします。森田委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

森田委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転5について、書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。

担当は森田です。

土地の表示等の概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は第三者です。申請理由として、権利者は経営規模拡大、義務者は経営規模縮小とのことです。申請地は、金堀にあります佐々木牧場から約100メートル先に位置し、市道に接続しているため進入路は確保され、隣接農地との境界も確認でき、第三者の権利もありません。農業経営状況としては、権利者は認定農業者で主に畑作を行っており、すいか、人参を生産し畑約83,000平方メートルを耕作しています。労働力は世帯員8人の専業従事者として4人。農機具等も一式完備しています。申請地を取得後は人参を予定し、現在の耕作状況も効率的に耕作しており、規模を縮小させる行為も行っていない。通作距離は申請地まで約100メートルと近く、耕作の一切を第三者へ委託する予定もなく、効率的に利用されると判断します。

報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、本案を採決します。本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

◎議案第2号

議 長 日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用1を議題とします。関委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

関 委員 はい、議長。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定1について、書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。土地の表示等の概要は議案書のとおりです。申請地は、旧ラディソンホテルの先北側にある権利者の太陽光発電施設の隣農地の一時転用となります。農地区分は第2種農地、申請理由は、太陽光発電施設設置工事に用いる一時的な通路として使用するものです。期間は、令和7年3月から9月末を予定しており、太陽光発電施設の工事地については地目山林の自己所有地です。農業振興地域除外関係につきましては、平成10年6月10日付けで全体見直し、申請理由が一時転用の期間が七か月のため許可相当と思われます。

説明は以上です、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、本案を採決します。本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

議 長 次に、所有権移転1を議題とします。森田委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

森田委員。

森田委員 はい、議長。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当は森田です。

土地の表示等の概要は議案書のとおりです。関係は第三者です。申請地は立沢地区にあります、農協の西部集荷場の前に位置し、市道に接続されていて進入路は確保されています。農地区分は第1種農地ではありますが、農業振興に資する施設の用に供する場合とする、

例外規定に合致されていると思います。申請地の状況は農地で申請地の違反ありません。転用用途、概要は、ブルーベリー観光農園の駐車場と従業員の駐車場として中型車含む25台を必要としての申請となります。選定理由は、農園から近く利便性もよく選定。資力については、事業資金を上回る残高証明が添付されていました。過去の転用許可はなく、第三者の権利ありません。農業振興地域除外関係につきましては、令和6年12月13日付けで軽微変更となります。工期は許可後から4月上旬を予定し、事業区域内に農地以外の土地はなく転用面積も適当、周辺地権者への説明も実施し意見はありませんでした。土砂の搬入計画はなし、工事期間中は、安全対策を行い、ガス、粉じんの発生はありません。雨水は敷地内浸透、日照や通風等の支障ありません。以上のことから、第1種農地ではありますが、例外として、本案件は許可相当と思われます。

以上で報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

◎議案第3号

議長 次に、日程第4 議案第3号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

議案第3号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について、御説明いたします。

本案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、富里市長より農業委員会に対して、農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求められたものです。内容につきましては、次第8ページから9ページに記載のとおりです。

説明は以上です。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

本案は、意見無しとする旨、市長へ答申することに決定しました。

◎議案第4号

議 長 次に、日程第5 議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局。

事 務 局 はい、議長。

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について御説明いたします。

本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定により、富里市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画の適否についての判断を依頼されたものです。内容につきましては、次第の11ページから12ページに新規分を掲載させていただきました。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定により、なお、従前の例によるとされた同法による改正前の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

以上で審議案件は終了いたしました。

◎報告第1号

議 長 次に、報告案件に移ります。日程第5 報告第1号 農地法第5条の規定による農

地転用届出について、事務局の報告を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出について、御報告いたします。

次第の14ページから16ページに3件ございます。内容につきましては記載のとおりです。
添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告第1号について質問等はございませんか。

(発言する者なし)

質問等がないようですので、これは報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

◎報告第2号

議長 次に、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の報告を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、御報告いたします。

次第の17ページに1件ございます。内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告第2号について質問等はございませんか。

(発言する者なし)

質問等がないようですので、これは報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

◎閉 会

議長 以上をもって、本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

これをもって本総会を閉会します。

(午後1時50分)

議事録署名委員

会 長

署名委員

署名委員